

暮らしの*i*Information

情報の掲載を希望される場合はご相談ください
※掲載希望月の前月 10 日までに総合政策課広報広聴係へ要連絡

納税だより

【公的年金からの町道民税の特別徴収】

令和 6 年 4 月 1 日に 65 歳以上で、前年中の公的年金に対して町道民税が生じた方は、次のとおりとなります。

①昭和 33 年 4 月 3 日から昭和 34 年 4 月 2 日生まれの方

今年の 10 月から公的年金特別徴収が始まります。公的年金に係る年税額の半分为 2 回に分け、6 月と 8 月に納付書（口座振替）で納め、残った年税額は 10 月、12 月、翌 2 月に支給される年金から徴収となります。

②昭和 33 年 4 月 2 日以前生まれの方

前年度に何らかの事情で特別徴収が中止になった方以外は、年 6 回の公的年金支給時に徴収となります。前年度の年金に係る税額の半分の額を、4 月、6 月、8 月に支給される年金から徴収となります（仮特別徴収）。10 月、12 月、翌 2 月の年金支給時には、年税額から仮特別徴収される税額を引いた残額が徴収となります。

※公的年金から特別徴収される町道民税は、公的年金に係る税額分のみです。公的年金以外の所得に係る町道民税は、別に納付書や給与からの徴収で納めます

※本年度分の計算の結果、年税額が仮特別徴収額より少ない場合は還付金が発生します。該当する方には手続きの連絡をしています

※次に該当する方は対象となりません

- ・もともと町道民税が非課税の方
- ・町道民税の額が公的年金支給額を超える方
- ・年金の年間支給額が 18 万円未満の方など

☎ 税務課住民税係 56－8003

【お気軽に納税相談を】

「町税を納付できない事情がある」「納付書を紛失してしまった」など、納税に関する相談は随時受け付けていますので、お気軽に納税係へ連絡またはお越しください。

☎ 税務課納税対策室納税係 56－8002

募 集

会計年度任用職員募集

社会福祉係事務員 1 名

■応募資格／普通自動車免許保有者でワード・エクセルなどのパソコン操作ができる方

■任用期間／任用日／翌年 3 月 31 日
■業務内容／社会福祉に係る事務補助および窓口・電話対応、障害福祉サービス利用申請に係る聞き取り業務など

■勤務時間／平日 8 時 45 分～17 時 30 分、週 4 日

■勤務場所／社会福祉係

■賃金・待遇／月額 13 万 7 千円程度、社会保険・雇用保険・厚生年金・通勤手当・賞与有

■申込方法／履歴書と免許証の写し、

ハローワークの紹介状を提出

■申込期限／10 月 18 日(金)

☎ 福祉医療課社会福祉係

55－6115

児童支援員 若干名

■応募資格／子どもが好きな方（保育士または教員免許有資格者・児童関連業務の従事経験者尚可）

■任用期間／任用日／翌年 3 月 31 日
■業務内容／遊びを通じた生活指導
■勤務時間／平日 10 時～18 時または 13 時～18 時、土曜・長期休暇期間 8 時～18 時の間でシフト制

■勤務場所／北児童館および各小学校内にある放課後児童クラブ

■賃金・待遇／月額 12 万 1 千 6 百円程度、社会保険・雇用保険・通勤手当・賞与有

■申込方法／履歴書と免許証の写し、ハローワークの紹介状を提出

※「俱知安町保育人材確保一時金」の対象となる場合有

興味がある方の方の見学も受け付けています。問い合わせ先へ連絡ください。☎ ことども未来課ことども支援係

55－6116

保育補助職員 若干名

■応募資格／町内居住者

■任用期間／任用日／翌年 3 月 31 日
■業務内容／保育士の補助
■勤務時間／8 時～18 時の間で 6 時間のシフト制（月 1～2 回土曜出勤有）、日曜・祝日休み

※土曜出勤は、要相談可
■勤務場所／くつちゃん保育所ぬくぬく

■賃金・待遇／時給 1010 円、1117 円程度、社会保険・雇用保険・通勤手当・賞与有

■申込方法／履歴書を提出

相談の連絡もお待ちしています。

☎ くつちゃん保育ぬくぬく

55－8080

交通指導員 1 名

■応募資格／普通自動車免許保持者
■任用期間／任用日／翌年 3 月 31 日
■業務内容／登下校時の児童や生徒、一般歩行者への安全な通行指導と誘導などの交通安全業務

■勤務時間／平日 7 時 30 分～9 時と 13 時 30 分～15 時
※学校行事により土曜出勤の場合有

■勤務場所／通学路（南一線跨線橋前・ホテル第一会館前）など

■賃金・待遇／月額 6 万 7 千円程度
■申込方法／履歴書とハローワークの紹介状を提出

☎ 住民環境課生活安全係

56－8005

自衛官募集

一般曹候補生（第 3 回）

■受験資格／採用予定月の 1 日現在で 18 歳以上 33 歳未満の者
■受付期間／受付中／11 月 28 日(木)
■一次試験日／12 月 7 日(土)～12 日(木)のいずれか一日

■二次試験日／令和 7 年 1 月 6 日(月)～13 日(月)のいずれか一日

自衛官候補生（第 4 回）

■受験資格／採用予定月の 1 日現在で 18 歳以上 33 歳未満の者
■受付期間／10 月 15 日(火)～11 月 7 日(木)
■試験日／11 月 16 日(土)、17 日(日)のいずれか

自衛官候補生（第 5 回）

■受験資格／採用予定月の 1 日現在で 18 歳以上 33 歳未満の者
■受付期間／11 月 11 日(月)～12 月 5 日(木)
■試験日／12 月 13 日(金)、14 日(土)のいずれか

高等工科学校生徒

■受験資格／令和 7 年 4 月 1 日時点で 15 歳以上 17 歳未満の男子
■受付期間／受付中／令和 7 年 1 月 16 日(木)
■一次試験日／令和 7 年 1 月 25 日(土)、26 日(日)のいずれか

■二次試験日／令和 7 年 2 月 13 日(木)～16 日(日)のいずれか一日

☎ 俱知安地域事務所 23－3540
古谷 和之 23－3165
清水 礼子 22－0075
名畑 由美 22－1177

油谷 賢次
☎ 090－8903－3403

町営住宅入居者募集

一般世帯向け（家族向け）

・望羊団地（北 4 東 4）
2LDK 1 戸（2 号棟 3 階）
2LDK 1 戸（2 号棟 4 階）
・ひまわり団地（北 6 西 5）
2LDK 1 戸（2 号棟 3 階）

高齡者世帯向け（60 歳以上向け）
・ノースパークタウン（北 7 西 1）
2DK 2 戸（春棟 1 階）

■募集期間／10 月 1 日(火)～15 日(火)
応募には必要書類、所得制限などがあります。詳細は問合せ。
☎ 建設課住宅係 56－8009

高齡者事業団団員募集

事業団は、臨時・短期就労希望者に就業の機会を確保し提供する集まりです。気軽に相談ください。

■対象者／自らの生きがい高め、就労意欲のあるおむね 60 歳以上
■仕事内容／草刈り・草取り・清掃・その他軽作業
■賃金／時給 1500 円（仕事内容による）

☎ 高齡者事業団事務局（北 3 東 4）
23－4020

周 知

手続き忘れていませんか？ 俱知安くらしの生活応援給付金

申請期限は 10 月 31 日(木)まで
次の方は「俱知安くらしの生活応援給付金」の受給対象者となる場合がありますので、期限までに窓口で申請手続きをお願いします。

期間内に手続きをしないと給付金を受け取ることができませんので、ご注意ください。

対象かどうかご自身で判断がつかない場合は、お問い合わせください。

■対象者／令和 6 年 6 月 3 日時点で町に住民登録があり、次のいずれかに該当する世帯

※令和 5 年度給付金（7・10 万円）の対象世帯は支給対象外です
○全員が令和 6 年度住民税均等割非課税の世帯
○令和 6 年度住民税均等割のみの課税世帯

■支給額／1 世帯 10 万円

■申請期限／10 月 31 日(木)

※郵送の場合は当日消印有効

給付金の受給要件など、詳しくは町 HP をご覧ください。

■申請窓口／役場 1 階⑦番窓口

☎ 福祉医療課社会福祉係 55－6115

新就学児童の健康診断

教育委員会では、令和 7 年度に小学校へ入学する児童を対象とした健康診断を次の日程で実施します。

診断項目は内科検診・歯科検診（医師）、聴力検査・視力検査（教育委員会職員など）となります。

※詳細は、10 月中旬頃に各家庭へ配布する問診票をご確認ください

■健診日／11 月 6 日(火)

■健診開始／13 時 15 分（受付 13 時～）

■会場／総合体育館

☎ 教育委員会学校教育課 56－8018

自転車利用・活用に関するアンケートの実施について

町では、自転車及安全・快適に利用できる環境の整備に向け、国・道・町・関係団体が連携し、「俱知安町自転車活用推進計画」の策定・推進に向け取り進めています。

本アンケート調査は、計画を策定する上での基礎資料として活用するため、町民と町を訪れる観光客の意識・意見を把握することを目的に実施します。ご協力をお願いします。

■回答期限／10 月 6 日(日)

☎ 総合政策課総合政策係 56－8001

里親制度

諸事情で家庭で暮らせない子どもを温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下で養育する制度です。養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親などがあります。お子さんがいない方、子育てを終えた方、子育て中の方でも構いません。

※登録希望者や詳しく知りたい方は問い合わせください

☎ 北海道中央児童相談所 011－631－0301

不正軽油防止強化月間

「不正軽油」とは、軽油に灯油や重油などを混ぜた「混和軽油」や、軽油以外の石油製品を混ぜ合わせた「製造軽油」などのことで、不正軽油をトラックなどの燃料として販売または使用すると、軽油引取税の脱税行為になります。不正軽油を使用

した際に生じる排気ガスは、大気汚染の原因になるため、自然環境に悪影響を及ぼします。

そのため、道では10月を「不正軽油防止強化月間」とし、不正軽油を作らない・売らない・買わない・使わないを合言葉に、不正軽油撲滅の取り組みを行います。

不正軽油に関する情報がある場合は、問合せ先へご連絡ください。

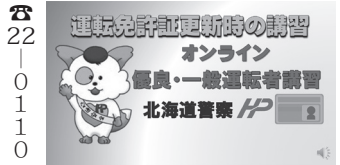
■不正軽油110番

☎0800-8002-110
後志総合振興局税務課
☎23-1336

免許オンライン講習に英語併記

10月1日(火)より、優良・一般運転免許証更新時のオンライン講習は、英語表記の選択ができるようになります。

※音声は、日本語のみとなります



■俱知安警察署交通課 ☎22-0110

最低賃金10月1日から見直し

北海道内で働く全ての労働者（会社員、パートタイマー、アルバイト、学生など働く全ての人）およびその使用者に適用される北海道最低賃金が改正されました。

最低賃金以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法により処罰されることがあります。

■最低賃金額／1010円（時間額）

■効力発生日／10月1日(火)より

■小樽労働基準監督署俱知安支署

消防署からのお知らせ

「秋の火災予防運動」を実施します

秋から冬にかけて暖房器具の使用などによる火災が多く発生するため、10月15日(火)から31日(木)までの間、全道一斉に「秋の火災予防運動」が実施されます。

令和6年度の全国統一標語「守りたい 未来があるから 火の用心」を合言葉に火災による死傷者と財産の損失を未然に防ぎ、防火思想をより広く普及することを目的として実施します。

住宅での火災を予防するために次のことを意識しましょう。

○寝たばこは絶対にしない、させない
○ストーブの周りに燃えやすいものを置かない

○コンロを使うときは火のそばを離れない

○コンセント周りは清掃し、不要なプラグは抜いておく

8月末までの災害出動状況		
	令和6年	令和5年
火災	4件	3件
救急	661件	589件
救助	16件	22件
その他	75件	54件

☎22-0206

令和7年度 保育施設等入所申込について

くっちゃん保育所ぬくぬく・認定こども園【保育部分（2・3号）】

■新規・転所入所の申込受付／11月5日(火)～29日(金)予定

■町内各保育施設などの対象年齢

（令和7年4月1日時点）／
○くっちゃん保育所ぬくぬく（0～2歳）
○認定こども園俱知安幼稚園（0～2歳）（3～5歳）

○認定こども園俱知安藤幼稚園（3～5歳）
○認定こども園俱知安めぐみ幼稚園（3～5歳）

※詳細は広報11月号に掲載します

■認定こども園【教育部分（1号）】
令和7年4月入園

■願書配布／10月23日(水)9時～

■願書受付／11月6日(水)14時～

※各園で受付。詳細は、各園へ問合せ

■俱知安幼稚園 ☎22-1354

■俱知安めぐみ幼稚園 ☎22-1276

羊蹄山ろく相談支援センター 出張相談会

羊蹄山ろく相談支援センターは、障がい福祉サービスの利用や日常生活、仕事、年金申請、人間関係など、障がいのある方の困り事や悩み事を整理し、解決のための道筋と一緒に考えていきます。困っている、どこ

まちの事件簿―地域安全ニュース

8月の主な事件

▽会社敷地内において、軽油が盗まれる事件がありました。

▽商業施設において、食料品などが盗まれる事件がありました。

▽共同住宅敷地内において、スケートボードが盗まれる事件がありました。

8月の主な交通事故

▽12日、自動車とバイクの事故でけが人が発生しました。

▽30日、車同士の事故でけが人が発生しました。

8月末までの 町内交通事故発生状況		
	令和6年	令和5年
人身	19件	20件
物損	542件	468件
死者	0名	0名

ごめいふくをお祈りします

9月12日（木）までに住民環境課住民係へ届け出があったもので、承諾を受けた内容について掲載しています。

人の動き 令和6年8月末現在			
人口	14,700人	（前月比 +4）	
男	7,604人	（前月比 -4）	
女	7,096人	（前月比 +8）	
世帯数	8,362世帯	（前月比 -8）	
うち外国籍住民	1,193人	（前月比 -1）	

虎に翼―その2

前回に引き続き、NHKの「虎に翼」から、実際の裁判例を紹介します（以下、ネタバレがあります）。今回は、原爆被災者が国に損害賠償を求めた原爆訴訟を紹介します。この裁判は8年にもわたる長いものとなり、結論として原告である被爆者の方の請求は退けられました。しかしながら、判決では原爆投下が国際法に違反することを認め、ドラマでは裁判長が、国の被爆者らの救済について次のように述べました。これは実際の判決文の中にも記載されています。

「不幸にして戦争が発生した場合には、いずれの国もなるべく被害を少くし、その国民を保護する必要があることはいうまでもない。……国家は自らの権限と自らの責任において開始した戦争により、国民の多くの人々を死に導き、傷害を負わせ、不安な生活に追い込んだのである。……被告がこれに鑑み、十分な救済策を執るべきことは、多言を要しないであろう。しかしながら、それはもはや裁判所の職責ではなくて、立法府である国会及び行政府である内閣において果さなければならない職責である。しかも、そういう手続によつてこそ、訴訟当事者だけでなく、原爆被害者全般に対する救済策を講ずることができるのであつて、そこに立法及び立法に基く行政の存在理由がある。終戦後数十年を経て、高度の経済成長をとげたわが国において、国家財政上これが不可能であるとはとうてい考えられない。われわれは本訴訟をみるにつけ、政治の貧困を嘆かずにはおられないのである。」

結論は請求棄却でしたが、国はこの後、被爆者援護のための法律制定に動いていくことになります。当事者の方が差別に苦しみながらも声を上げたことに加え、裁判所、原告代理人らも、その職責の中で、できうことに最大限努めた結果ではないかと思います。



ようてい法律事務所
弁護士 渡邊 恵介
☎ 21-6228

消費者コーナー

俱知安消費者協会

消費生活展のお知らせ

今年も文化祭に併せて消費生活展を実施します。生産者のご厚意の元、地産・地消コーナーも例年通り行います。地元産の豆類、サツマイモ、ポリ袋、リサイクル手袋、ニンジンスープなどをご用意します。

○日時／11月2日(土)～5日(火)

10時～16時※最終日14時終了

○場所／文化福祉センター ロビー

この数年の異常気象で、農作物・水産物の生育に変化が見られ、北海道でサツマイモの生産量が増えた反面、不作になる作物も出てきています。

消費をする私たちは、毎日の食生活を大切に考え、食品ロスを減らして、健康な暮らしを求めていきましょう。

■消費生活相談室（公民館1階団体室）
■月・水・金曜日 10時～15時 ☎ 23-1522

に相談すればいいか分からない方はお気軽にご相談ください。

※相談時間を指定したい場合、問合せ

■日時／11月5日(火)

13時30分～15時30分（予約不要）

■場所／保健福祉会館相談室

■福祉医療課社会福祉係

☎55-6115

■羊蹄山ろく相談支援センター

☎21-2227

原子力防災訓練の実施

■訓練日時／10月31日(木)9時～15時

緊急時広報訓練

防災行政無線（一部地域を除く）や、広報車などで屋内退避の指示を出しますので、参加が可能な方は屋内退避を実行してください。

※屋内に入る・換気扇を止めるなど孤立地区等避難訓練

自衛隊による道路啓開訓練および装甲車による孤立者救助訓練を行います。

訓練時は、旭ヶ丘総合公園駐

第75回全国労働衛生週間

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など「労働衛生」に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として、毎年実施しています。今年

のスローガンは、「推してます みんな笑顔の健康職場」

■期間／10月1日(火)～7日(月)

■小樽労働基準監督署俱知安支署

☎22-0206

車場および多目的広場は安全確保のため使用できません。

町外への避難訓練

■訓練対象／山田振興会、樺山町内会、ひらふスキー場第1町内会、

ひらふスキー場第2町内会、ひら

ふスキー場第3町内会、ひらふス

キー場第4町内会

■避難場所／室蘭市文化センター

■総務課危機管理室 ☎56-8000